

「倒産・解雇などによる離職」(特定受給資格者)や  
「雇い止めなどによる離職」(特定理由離職者)をされた方へ

# 平成22年4月から 国民健康保険税が軽減されます

## ●対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成21年3月31日以降であること
  - (2) 離職日において、65歳未満であること
  - (3) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)  
又は雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)
- (3)の確認方法は雇用保険受給資格者証(第1面)「離職年月日 理由」欄にて確認します。なお、対象となる方は理由コードが次に該当する方です。
- 「11、12、21、22、31、32」(特定受給資格者)
  - 「23、33、34」(特定理由離職者)



## ●軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定します。

軽減は、前年の給与所得を30/100とみなして行います。

(給与所得以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、軽減になりません)

## ●軽減期間

離職した日	軽減期間
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年4月～平成23年3月まで
平成22年3月31日～平成23年3月30日	離職した日の翌日に属する月～平成24年3月まで

雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

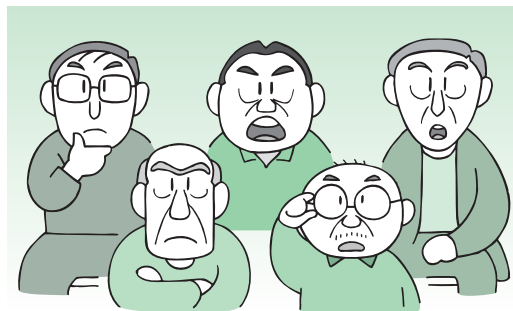
国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き軽減の対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

## ●手続き

軽減を受けるためには届出が必要です。

上記要件を満たす方は市民課(国分寺・石橋・南河内庁舎)へお越しください。

- ・必要なもの 「雇用保険受給資格証」  
「国民健康保険被保険者証」(保険証)  
「印鑑」



問い合わせ先

手続きについて  
国民健康保険税について

市民課  
税務課

国保年金グループ  
市民税グループ

☎40-5556  
☎40-5554